

社会福祉法人東京児童協会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京児童協会（以下「本会」という。）の定款第8条および第22条の規に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当等を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(1) 報酬は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。

3 前項の常勤役員に対する報酬等のうち、毎月の報酬、通勤手当は翌月25日までに支給する。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年1月23日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	会議（対面出席）報酬日額 （1人当たり）	会議（WEB出席）報酬日額 （1人当たり）	決議省略書面 時報酬日額 （1人当たり）	年度総額 （1人当たり）	年間総額 （合計）
評議員	15,000円	15,000円	5,000円	420,000円	2,940,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 （1人当たり）	年間総額 （1人当たり）
理事長	1,000,000円	12,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	会議 （対面出席） 報酬日額 （1人当たり）	会議 （WEB出席） 報酬日額 （1人当たり）	決議省略書 面時報酬日額 （1人当たり）	監事監査 指導報酬 月額（1人当たり）	年度総額 （1人当たり）	年間総額 （合計）
理事	15,000円	15,000円	5,000円		420,000円	2,100,000円
監事 （運営）	15,000円	15,000円	5,000円		420,000円	2,040,000円
監事 （会計）	15,000円	15,000円	5,000円	100,000円	1,620,000円	
合計						4,140,000円

*別表2及び別表3より

役員の報酬の総額：16,140,000円